

加工・直売の推進支援事業

第1 事業の内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 加工適性のある作物の導入

(1) 事業内容

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受ける等の取組を行う。

(2) 交付対象経費

講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費（肥料費、農薬費、諸資材費））、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）、通信費、消耗品費等

2 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 事業内容

ア 新商品開発

国産農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

イ 販路開拓の実施

(ア) 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行う。

(イ) 国産農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。

(2) 交付対象経費

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、インターネットを活用した試験販売費、販売促進展開費（会場借料、商品紹介資料印刷費、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等

3 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組

(1) 事業内容

ア 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化及び経営改善を図るための検討会や研修会の開催を行う。

- イ 直売所で扱う国産農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催を行う。
- ウ 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントを行う。
- エ 直売所で効率的な集出荷システムを構築するための実証を行う。

(2) 交付対象経費

検討会・研修会の開催費（委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、ツアー等の企画費（観光事業者旅費、資料印刷費等）、新商品の消費者評価会開催費（会場借料、通信運搬費、消耗品費等）、販売企画費（会場借料、資料印刷費、試食材料費、通信運搬費、消耗品費等）、実証実験分析費（分析員手当、調査旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費）、実証実験実施費（実施員手当、会場借料、通信運搬費、消耗品費、ハンディPOS・バーコードプリンターレンタル費、集出荷用トラックレンタル費、集出荷用トラック燃料費、大型保温保冷库レンタル費、宅配ボックスレンタル費等）等

4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

(1) 事業内容

- ア 学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」という。）の食材として地場産農林水産物等（事業実施主体の属する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を使用し、その給食を提供する施設を利用する者の需要に即した新たなメニューや加工品の開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。
- イ 地場産農林水産物等を安定的に生産・供給する体制を構築するために必要となる事業実施対象地域内の生産量、需要量等の調査、分析等を行う。
- ウ 農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）や施設給食の関係者等の相互理解を図るためのほ場見学等の研修会を行う。
- エ 地場産農林水産物等の利用の定着を図るため、学校給食においてアで開発されたメニューや加工品、イで構築した生産・供給体制の下で納入される地場産農林水産物等の導入実証を行う。

なお、本取組は、学校給食への地場産農林水産物等の生産・供給体制を確認する観点から5回分を限度として、新たなメニューや加工品の導入実証を行うことができるものとする。

(2) 交付対象経費

新たなメニュー・加工品開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、レシピ印刷製本費等）、調査・分析費（調査員手当、調査旅費、資料印刷費等）、研修会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、マイクロバスレ

ンタル料、資料印刷費等)、導入実証費(当該年度の1食当たりの平均単価との差額)、通信運搬費、消耗品費等

5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

(1) 事業内容

食品事業者、介護関係者等が連携して、地場産農林水産物等を活用した介護食品(スマイルケア食)の開発を行うとともに、介護食品の配食サービス実証やセミナーの開催など普及のための取組を行う。

(2) 交付対象経費

新商品開発費(新商品開発のための研究員手当、開発材料費、アンケート作成費、報告書作成費等)、配食サービス実証費(通信運搬費等)、普及活動費(相談員謝金・旅費、料理教室開催費、パンフレット作成費、広告印刷費、会場借料、資料作成費等)等

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの(以下「市町村協議会」という。)又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)と協議の上特に認める団体(以下「特認団体」という。)

(2) 交付率

定額(事業費の1/3以内(ただし、市町村戦略(本要綱別記1-1の第1の(1))に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。))に基づいて行われる取組(戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であつて、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。)にあつては、事業費の1/2以内)とし、第1の4のエに掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。)

2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書(別紙様式第12号)を都道府県知事に提出すること。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする（事業実施年度とすることもできる。）。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

1 採択基準

- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
- (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあつては、当該市町村が、市町村戦略を定めていること。
- (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市町村が認めたものであること。
- (4) 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合は、多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
- (5) 第1の1の試験栽培の実施に当たっては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 栽培経験のある品種を栽培するものでないこと。
 - イ 事業実施年度中に収穫できる作物であること。
 - ウ 収穫した作物を販売するものでないこと。
- (6) 第1の2の(1)のアの新商品開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (7) 第1の2の(1)のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。
 - なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。
 - ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生

産・販売活動につなげるためのものであること。

- (8) 第1の2の(1)のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。
- (9) 第1の4の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び第1の5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあつては、次のア及びイを満たすものであること。
 - ア 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（4の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 市町村職員の人件費
- (6) 第1の2の新商品開発のための機械リースにおいて新商品開発以外に使用可能な汎用性の高いもののリース料（例：パソコン、プリンター等）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第20の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第2号に基づき作成されたものをいう。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

(2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

(3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益（以下別記1-2において「事業収益」という。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第16号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第16号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に係る事業収益について、相当の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、都道府県知事を経由し国庫に納付するものとする。

(1) 事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発、当該新商品の改良、介護食品の開発及び当該介護食品の改良（以下第8において「新商品開発等」という。）に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とする。

(2) 事業により開発された新商品又は介護食品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とする。

$$E_i = \{ (\sum A_i - \sum E_i) - (C - D) \} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき事業収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用（新商品開発等に要した費用を除きます。）の累計

C : 新商品開発等に要した費用の累計

D : 新商品開発等に関する交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から

の1年度間とする。

② i年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から(i-1)年間を経過した日からの1年度間とする。

- 2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
- 3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかににかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第 10 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）をいう。）の目的において、6 次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成 25 年 6 月 28 日付け 25 経営第 1044 号農林水産事務次官依命通知）において、6 次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策